

国際航空市場の動向について

一橋大学大学院商学研究科 山 内 弘 隆

1 シカゴ＝バミューダ体制

1.1 シカゴ条約

- ・ 領空主権
- ・ 経済的権利の確認
- ・ カボタージュ権

1.2 バミューダ協定

- ・ 航空企業指定：実質的所有と実効的支配
- ・ 路線：都市地域で特定
- ・ 輸送力：輸送力条項
- ・ 運賃：両国間政府認可
 - Double Approval その他 Country of Origin、Double Disapproval

2 アメリカの航空自由化

- ・ 1978：航空規制緩和（Airline Deregulation Act）
- ・ 1980～：国際航空競争法：オープンスカイ協定の促進
 - 自国航空企業の競争力
 - 巨大な国内マーケット

3 E U統合と共通航空政策

- ・ 1987～92：E U共通航空政策（パッケージ） ～
- ・ 1997：域内完全自由化
- ・ 2002：E J C 判決：二国間航空協定における国籍条項の違法性確認
- ・ 2005：米国と包括的航空協定仮署名（未発効）

4 日本の国際航空政策

- ・ 45・47 体制
- ・ 1986：45・47 体制廃止、以降段階的自由化
- ・ 1998：日米航空協定暫定合意
- ・ 2000：改正航空法施行
 - 国内航空運賃の届け出制プラス変更命令
 - 国際航空運賃の認可制

5 国際航空における I A T A の存在

5.1 当初目的

- ・ 国際航空運送の秩序確立
- ・ 同業者組合的機能の確立

5.2 競争法との関係（運賃調整会議）

- ・ アメリカにおける議論
 - 2006/7/5：Show Cause Order
 - ◇ 米＝欧／米＝豪間における immunity 廃止を提案
 - ◇ EC/ACCC と協議
 - 2007/1/2：E U の対応を受け、欧州域内運賃は申請・認可不要
- ・ E U における議論
 - E U 域内路線に関する適用除外制度廃止（2006 年末）
 - E U 域外路線に関する適用除外も 07 年 10 月末までの廃止を提案

5.3 適用除外廃止のためのインフラ

- ・ 連帯運送への対応
 - e-tariff、flex fare 等の成立
 - 関係各国競争法の基盤整備
- ・ 事業者組合機能の確保